

5 農業法人政策

- (1) 農業法人制度の成立
- (2) 農業法人の種類
- (3) 農業法人制度の変遷
- (4) 現行(平成18年以降)の農業法人の要件

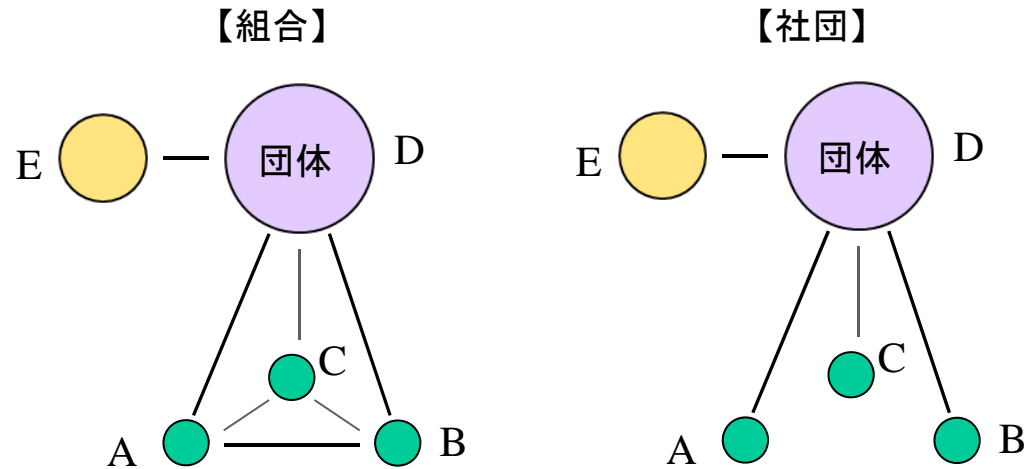
(1) 農業法人制度の成立

1. 歴史

- 昭和32年5月 徳島県勝浦町で(有)新紅園設立
農業委員会：耕作権取得を許可
税務当局：税申告不認可
- 昭和34年3月 衆議院農林水産委員会決議
 - ①農業法人制度の法的措置の必要性と農業法人の育成
 - ②税制改正による農業専従者報酬の経費化の正当化
- 昭和34年4月 農林事務次官通達「農業法人の取扱いについて」
現行農地法下での農業法人の使用収益権は認めないが、農業法人に関する法律・制度の整備を行う必要がある。
- 昭和35年3月 農林省「農業法人問題の処理について」
農地法の基本理念を堅持しながら、当面一定の要件を備える農業法人に限り農地取得が可能になるよう措置することにし、これがため必要な法律案を国会に提出する。
- 昭和35年5月 農業基本問題調査会『農業の基本問題と基本対策』
- 昭和35年10月 農地局長通達「農業法人の取扱いについて」
一定の要件を備えた農業法人による使用収益権取得の認可
- 昭和36年6月 農業基本法施行
- 昭和37年5月 農業協同組合法改正により、農事組合法人を創設
農地法改正により、農業生産法人を創設

2. 団体論

■ 人的関係と物的関係



《 組合：合名会社 》

《 社団：株式会社 》

① 構成員間の関係
(A, B, Cの関係)

人的信頼関係
(契約関係=組合関係)



物的信頼関係
(社員関係=社団関係)

② 所有・支配関係
(A・B・CとDの関係)

人的集団企業関係
(構成員経営支配の関係
=構成員が経営者)



物的集団企業関係
(構成員経営非支配の関係
=重役制度)

③ 団体の対外関係
(DとEの関係)

人的信用保証関係
(無限責任関係)



物的信用保証関係
(有限責任関係)

3. 法人論

■ 組合と社団

◇ 組合の組織的性格

1. 組合は構成員の個性が強いこと
2. 組合は人の契約的結合（契約関係）であること
3. 組合は構成員の変動にうるさい団体であること
4. 組合の構成員の数は小人数であること
5. 自益権だけでなく、全構成員に組合を代表する権限を与えて共益権の強い構成員権となること
6. 組合の団体性は希薄であること
7. 組合の永続性は保証されないこと
8. 組合の事業は個人の共同事業であるという性格をもつこと
9. 組合財産は共有財産（実質的には合有財産）として構成員全員に帰属すること、したがって各構成員は持分権をもつこと
10. 組合債務の帰属は個々の構成員に存すること
11. 組合は構成員の無限責任が要求されること
12. 組合は法人化に適さない団体であること

（注）構成員権

- ┌ 共益権：構成員が団体の管理運営に参画する権利（1人1票制／株式支配制）
- └ 自益権：構成員が団体から享受する権利（施設利用権／利益配当請求権）

◇ 社団の組織的性格

1. 社団は構成員の個性が弱いこと
2. 社団は人の組織的結合（社員関係）であること
3. 社団は構成員の変動にルーズな団体であること
4. 社団の構成員の数は大人数であること
5. 構成員総会に基づき選出された代表機関による運営を必然化させて構成員権を自益権を中心とした社員権とすること
6. 社団の団体性は強固であること
7. 社団の永続性は当然のものとなること
8. 社団の事業は団体の事業であるという性格をもつこと
9. 社団財産は総有財産として構成員全員に帰属すること、したがって各構成員は持分権をもたないこと
10. 社団債務の帰属は複雑で弁済義務が団体で止まるか構成員まで及ぶかは場合による
11. 社団債務の帰属が構成員にまで及ぶ場合には構成員の無限責任が要求される
12. 社団債務の帰属が団体に存する場合には構成員が有限責任のケースも無限責任のケースもあっていちがいにいえない
13. 社団は法人化に適した団体であること

（注）共同所有

	持分権	分割請求権
共有	○	○
合有	○	×
総有	×	×

■ 法主体性

◇ 法人と法主体性

□ 法主体性の5側面

- (1) 団体名での契約と登記の可否
- (2) 団体名での訴訟能力の可否
- (3) 団体財産の帰属先問題（構成員の持分権の有無）
- (4) 団体債務の責任所在問題
- (5) 構成員変動による団体の継続性問題

□ 本来の法人

- (1) 団体名で契約と登記が可能
- (2) 団体名で訴訟能力をもつ
- (3) 団体財産の帰属は団体自体にあって構成員にはない（構成員に持分権はない）
- (4) 団体債務の責任は団体自体に存在して構成員の責任は有限である
- (5) 構成員の変動があっても団体の継続性が存続する

(注1) 法主体とは、権利・義務の法的な担い手のことをいう。この法主体性が徹底されたものとして法人が存在する。

(注2) 理論的には、上記5側面のすべてを満足しているとき法人であるといい、ドイツやアメリカではこの立場を貫いている。しかし、フランスやわが国では、かなりあいまいである。

◇ 米国のパートナーシップ

□ パートナーシップにおける法主体性の具体的側面

1. パートナーシップ名での契約と登記の可否
2. パートナーシップ名での訴訟能力の可否
3. パートナーシップ財産の帰属の問題（持分権の有無）
4. パートナーシップ債務の責任所在の問題
5. パートナーの変動と解散・精算の問題

上記1、2に関しては：あらかじめ郡（カウnty）政府にパートナーシップ名の商号を届出しておけば、この商号を用いて契約と登記ができるし、また訴訟を起こしたり起こされたりすることが可能となる。

上記5に関しては：パートナーシップ契約の一部として、あるいは付随契約として、パートナーシップの持分権の売買契約をあらかじめ具体的に取り決めておくことにより、パートナーシップが解散から直に精算へと進むことに歯止めをかけることができ、事業の継続性を保つことが可能となる。

上記3、4に関しては：パートナーシップ財産はあくまでもパートナーの持分権ある共有財産であり、パートナーシップ債務の責任所在はあくまでもパートナー各人に存在し無限責任である。

(注) 以上は「ゼネラル・パートナーシップ」であり、「リミテッド・パートナーシップ」もある。後者は、有限責任構成員と無限責任構成員がいて、有限責任構成員は責任が有限であることから共益権はもたない。また、いずれも法人ではない。さらに「リミテッド・ライアビリティ・パートナーシップ」がある。これは、日本の有限責任事業組合（H17年8月施行）にあたり、有限責任構成員のみからなる非法人のパートナーシップである。

4. 日本の持分会社

■ 持分会社

各構成員が持分権*を持つ会社。持分の譲渡には他の構成員全員の了承が必要とされる構成員の個性が強い組合タイプの会社。合名会社、合資会社、合同会社が持分会社である。

■ 合同会社と有限責任事業組合**、株式会社の比較

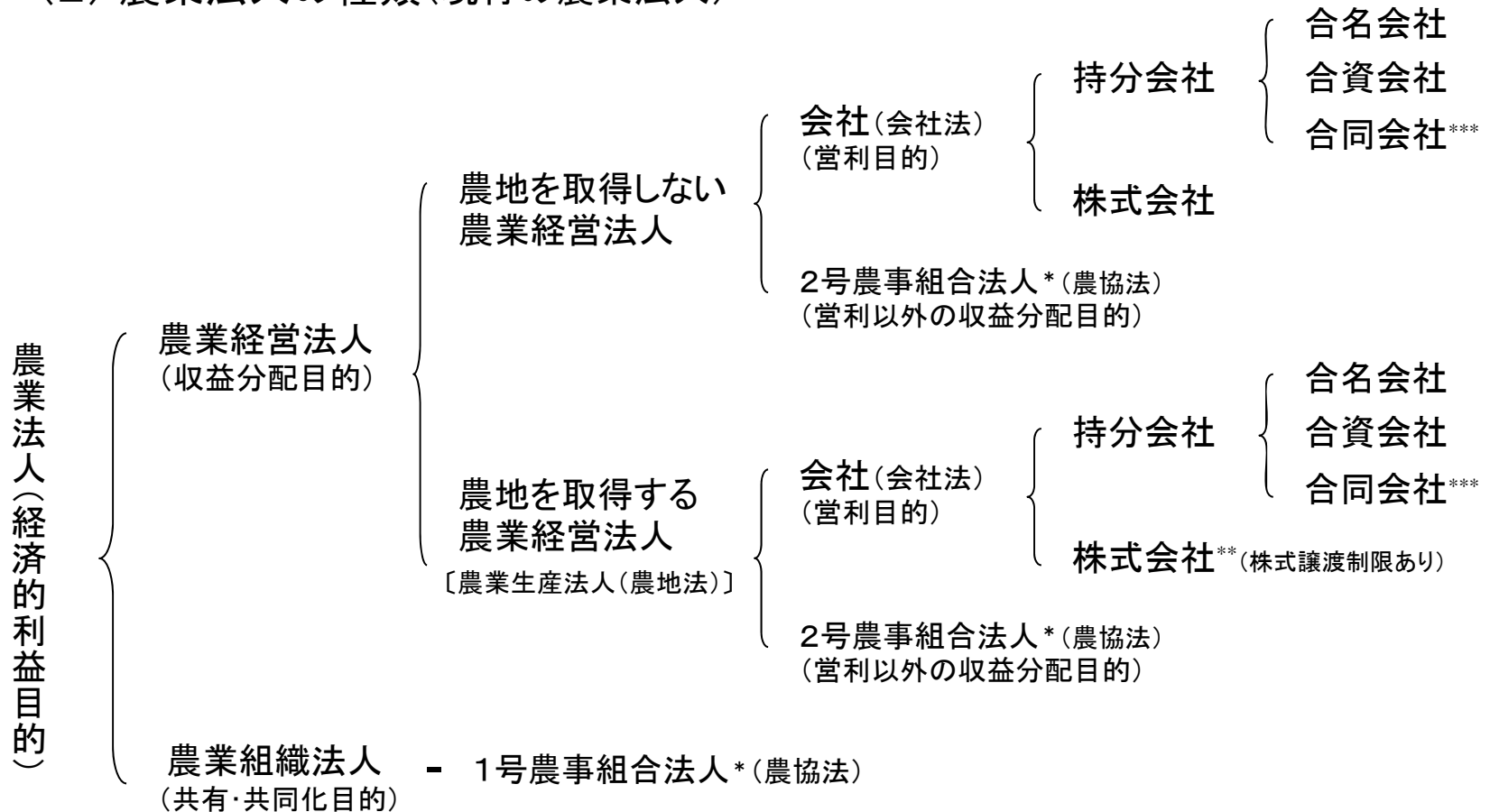
	株式会社	合同会社(LLC)	有限責任事業組合(LLP)
所有と経営	所有と経営の分離	所有と経営の一致	所有と経営の一致
利益の分配	保有株式に応じた配当	内部自治が原則***	内部自治が原則***
組織運営	株主総会と取締役は必置機関、その他は目的に応じて設置	原則は、構成員全員が事業参画する組織(原則、共同事業参画)	構成員全員が事業参画する組織(共同事業参画)
出資者責任	有限責任	有限責任	有限責任
法人格	有り	有り	無し
課税対象	法人と構成員	法人と構成員	構成員のみ

(注) * 共同所有には共有、合有、総有がある。このうち、共有、合有には持分権がある。
 なお、共有には持分請求権があるが、合有にはない。

** 平成17年8月「有限責任事業組合契約に関する法律」の施行による。

*** 合同会社、有限責任事業組合では、20%出資者の配当を80%にすることも可能。

(2) 農業法人の種類(現行の農業法人)



- 注: * 農協法第72条の8第1号に1号農事組合法人が、同第2号に2号農事組合法人が規定されている。
 ** 株式の譲渡制限を行う株式会社は、平成12年から農業生産法人となることが可能となった。
 *** 新会社法が平成18年5月から施行され、合同会社が新たに設立できることになった。これにともない、有限会社は廃止された。

なお、図には示していないが、今回の農地法改正で、貸借なら、限定的に農業生産法人以外の法人も農地取得が可能となる。

(3) 農業法人制度の変遷

《昭和37年》

○ 改正農協法(昭37)による創設当初の2号農事組合法人の要件

- ① 事業要件 : 農業の経営(併せ行う林業経営を含む)とそれに附帯する事業
- ② 構成員要件 : 5人以上の農民であること
- ③ 議決権要件 : 議決権は1人1票とすること
- ④ 労働力要件 : 常時従事者に占める組員(家族を含む)以外の者の数は1/5を超えないこと
- ⑤ 役員要件 : 理事は1人以上で組員であること
- ⑥ 配当要件 : 従事分量配当または年6%を上限とする出資配当とすること

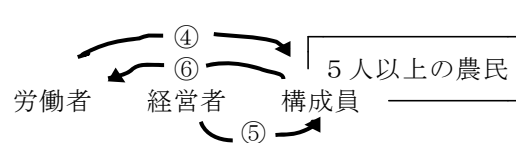
○ 改正農地法(昭37)による創設当初の農業生産法人の要件

- ① 形態要件 : 合名会社、合資会社、有限会社、2号農事組合法人
- ② 事業要件 : 農業(併せ行う林業および2号農事組合法人にあつては併せ行う1号事業を含む)とそれに附帯する事業
- ③ 構成員要件 : 農地の提供者か労働の提供者で自然人に限ること
- ④ 借地要件 : 構成員以外からの借入地面積が1/2以下であること
- ⑤ 議決権要件 : 常時従事者の議決権が総議決権の過半数を有すること
- ⑥ 労働力要件 : 総所要労働のうち構成員以外の者の労働は1/2を超えないこと
- ⑦ 配当要件 : 従事分量配当とし、出資配当を併用しても年6%を上限とすること

《2号農事組合法人》

[昭和37年] -----

★ 5人以上の構成員からなる協業経営

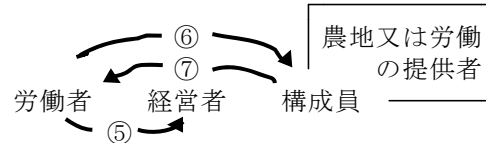


◇ 自立経営の延長線上

《農業生産法人》

[昭和37年] -----

★ 構成員が農地を提供している協業経営



◇ 自作農タイプの自立経営の延長線上

自立経営(昭和36年、農基法第15条): 正常な構成の家族のうちの農業従事者が正常な能率を發揮しながらほぼ完全に就業することができる規模の家族農業経営で、当該農業従事者が他産業従事者と均衡する生活を営むことができるような所得を確保することが可能なもの

《昭和45年》

○ 改正農協法(昭45)による2号農事組合法人の要件

- ①事業要件 : 農業の経営(併せ行う林業経営を含む)とそれに附帯する事業
- ②構成員要件 : 5人以上の農民が必要だが、設立後はみなし組員を1/3まで認める
- ③議決権要件 : 議決権は1人1票とすること
- ④労働力要件 : 常時従事者に占める組員(家族を含む)以外の者の数は1/2を超えないこと
- ⑤役員要件 : 理事は1人以上で組員であること
- ⑥配当要件 : 従事分量配当または年7%を上限とする出資配当とすること

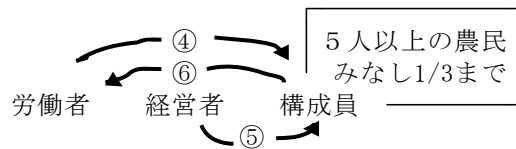
○ 改正農地法(昭45)による農業生産法人の要件

- ①形態要件 : 合名会社、合資会社、有限会社、2号農事組合法人
- ②事業要件 : 農業(併せ行う林業および2号農事組合法人にあつては併せ行う1号事業を含む)とそれに附帯する事業
- ③構成員要件 : 農地の提供者か労働の提供者で自然人に限ること
- ④借地要件 : 構成員以外からの借入地面積が1/2以下であること
- ⑤議決権要件 : 常時従事者の議決権が総議決権の過半数を有すること
- ⑥労働力要件 : 総所要労働のうち構成員以外の者の労働は1/2を超えないこと
- ⑦配当要件 : 従事分量配当とし、出資配当を併用しても年6%を上限とすること
- ④経営者要件 : 経営責任者の過半は農作業に常時従事する農地提供構成員であること

《2号農事組合法人》

[昭和45年] -----

★ 同上

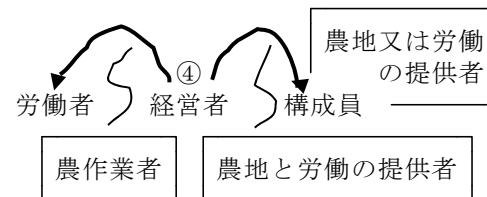


◇ まだ自立経営の延長線上

《農業生産法人》

[昭和45年] -----

★ 借地経営を認め協業経営を放棄



◇ 自作農タイプの自立経営の道を放棄

《昭和55年》

○ 改正農地法(昭55)による農業生産法人の要件

- ①形態要件 : 合名会社、合資会社、有限会社、2号農事組合法人
- ②事業要件 : 農業(併せ行う林業および2号農事組合法人にあつては併せ行う1号事業を含む)とそれに附帯する事業
- ③構成員要件 : 農地の提供者か労働の提供者で自然人に限ること
- ④経営者要件 : 経営責任者の過半は農作業に常時従事する構成員であること

《2号農事組合法人》

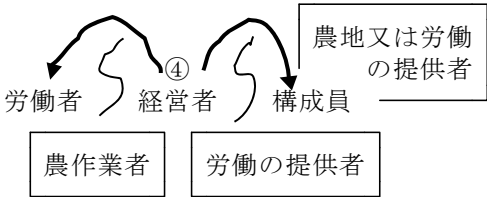
[昭和55年] -----

—————

《農業生産法人》

[昭和55年] -----

★ 同上



◇ 新規参入者に道をあける

《平成4年》

○ 改正農協法(平4)による2号農事組合法人の要件

- ①事業要件 : 農業の経営(併せ行う林業経営を含む)とそれに附帯する事業
- ②構成員要件 : 3人以上の農民が必要だが、設立後はみなし組合員を1/3まで認める
- ③議決権要件 : 議決権は1人1票とすること
- ④労働力要件 : 常時従事者に占める組合員(家族を含む)以外の者の数は2/3を超えないこと
- ⑤役員要件 : 理事は1人以上で組合員であること
- ⑥配当要件 : 従事分量配当または年7%を上限とする出資配当とすること

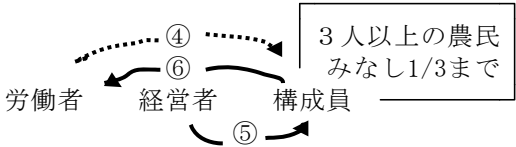
《2号農事組合法人》

《農業生産法人》

[平成4年] -----

[平成4年] -----

★ 3人以上の構成員からなる協業経営



◇ 自立経営の延長線上だがもう限界

《平成5年》

○ 改正農協法(平5)による2号農事組合法人の要件

- ①事業要件：農業の経営(併せ行う林業経営を含む)とそれに附帯する事業、およびその行う農業に関連する事業
- ②構成員要件：(イ)3人以上の農民(設立後はみなし1/3まで認める)、(ロ)組合(農協・農協連合会)、(ハ)農業生産法人出資育成事業に係る農地出資を行った農地保有合理化法人(県公社)、(ニ)農業生産法人の事業に係る物資の供給または役務の提供を受ける者(自然人)、それに(ホ)農業生産法人の事業の円滑化に寄与する者(株式会社を含む)で、2号農事組合法人の農業生産法人の場合、(ニ)(ホ)については当該構成員の数とみなし組合員の数が構成員総数の1/3以下であること(当該構成員は理事にはなれない)
- ③議決権要件：議決権は1人1票とすること
- ④労働力要件：常時従事者に占める組合員(家族を含む)以外の者の数は2/3を超えないこと
- ⑤役員要件：理事は1人以上でみなし組合員を含む農民の組合員であること
- ⑥配当要件：従事分量配当または年7%を上限とする出資配当とすること

○ 改正農地法(平5)による農業生産法人の要件

- ①形態要件：合名会社、合資会社、有限会社、2号農事組合法人
- ②事業要件：農業(併せ行う林業および2号農事組合法人にあつては併せ行う1号事業を含む)とそれに附帯する事業、およびその行う農業に関連する事業
- ③構成員要件：(イ)農地の提供者か労働の提供者で自然人、(ロ)農協・農協連合会、(ハ)農業生産法人出資育成事業に係る農地出資を行った農地保有合理化法人(県公社)、(ニ)農業生産法人の事業に係る物資の供給または役務の提供を受ける者(自然人)、それに(ホ)農業生産法人の事業の円滑化に寄与する者(株式会社を含む)で、(ニ)(ホ)については、(1)合名・合資・有限会社の農業生産法人の場合、当該構成員全員の議決権は総議決権の1/4以下、かつ有限会社の農業生産法人の場合、当該構成員個々の議決権は総議決権の1/10以下、(2)2号農事組合法人の農業生産法人の場合(農協法改正による)、当該構成員の数とみなし組合員の数(組合員)が構成員総数の1/3以下で当該構成員は理事にはなれない(理事になれるのはみなし組合員を含む農民の組合員のみ)
- ④経営者要件：経営責任者の過半は農作業に常時従事する構成員であること

■ 平成5年の農業法人制度の改正(農業生産法人の場合)

改正前 (昭和55年改正)

- ①経営形態要件：合名会社、合資会社、有限会社、2号農事組合法人
- ②事業要件：農業(併せ行う林業および2号農事組合法人にあつては併せ行う1号事業を含む)とそれに附帯する事業
- ③構成員要件：農地の提供者か労働の提供者で自然人
- ④経営責任者要件：経営責任者の過半は農作業に常時従事する構成員

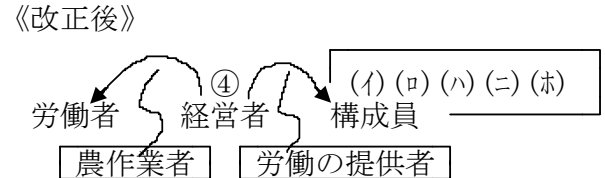
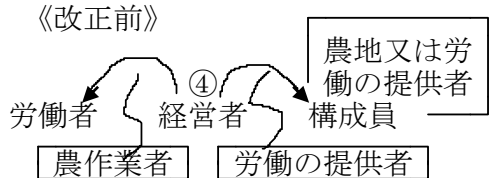
改正後 (平成5年改正)

- ①経営形態要件：同左
- ②事業要件：農業(併せ行う林業および2号農事組合法人にあつては併せ行う1号事業を含む)とそれに附帯する事業、およびその行う農業に関連する事業
- ③構成員要件：
 - (イ)農地の提供者か労働の提供者で自然人
 - (ロ)農協・農協連合会
 - (ハ)農業生産法人出資育成事業に係る農地出資を行った農地保有合理化法人(県公社)
 - (ニ)農業生産法人の事業に係る物資の供給または役務の提供を受ける者(自然人)
 - (ホ)農業生産法人の事業の円滑化に寄与する者(株式会社を含む)
- ④経営責任者要件：同左

(注1) ただし、(ニ)(ホ)については

- (1) 合名・合資・有限会社の農業生産法人の場合
 - 当該構成員全員の議決権は総議決権の1/4以下
 - かつ有限会社の農業生産法人の場合
当該構成員個々の議決権は総議決権の1/10以下
- (2) 2号農事組合法人の農業生産法人の場合(農協法改正による)
 - 当該構成員とみなし組合員の数が構成員総数の1/3以下で、
当該構成員は理事にはなれない(理事はみなし組合員を含む農民の組合員のみ)

(注2) 構成員、経営者、労働者の関係は



■ 平成5年の農業法人制度の改正(2号農事組合法人の場合)

改正前 (平成4年改正)

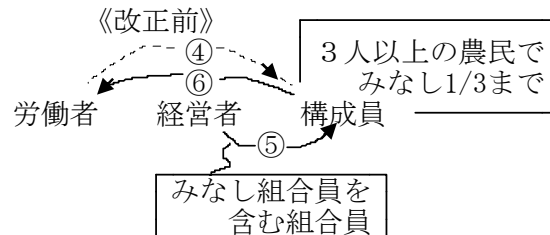
- ①事業要件：農業の経営(併せ行う林業経営を含む)とそれに附帯する事業
- ②構成員要件：3人以上の農民が必要だが、設立後はみなし組員を1/3まで認める
- ③議決権要件：議決権は1人1票
- ④労働力要件：常時従事者に占める組員(家族を含む)以外の者の数は2/3を超えない
- ⑤役員要件：理事は1人以上で組員
- ⑥利益配当要件：従事分量配当または年7%を上限とする出資配当

改正後 (平成5年改正)

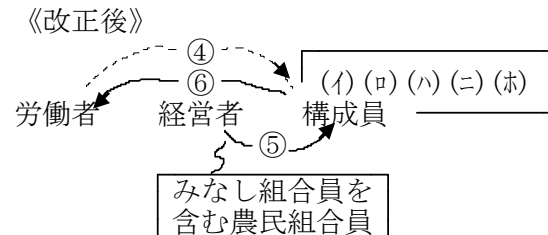
- ①事業要件：農業の経営(併せ行う林業経営を含む)とそれに附帯する事業、**およびその行う農業に関連する事業**
- ②構成員要件：
 - (イ) 3人以上の農民(設立後はみなし1/3まで認める)
 - (ロ) 組合(農協・農協連合会)
 - (ハ) 農業生産法人出資育成事業に係る農地出資を行った農地保有合理化法人(県公社)
 - (ニ) 農業生産法人の事業に係る物資の供給または役務の提供を受ける者(自然人)
 - (ホ) 農業生産法人の事業の円滑化に寄与する者(株式会社を含む)
- ③議決権要件：同左
- ④労働力要件：同左
- ⑤役員要件：理事は1人以上で**みなし組員を含む農民の組員**
- ⑥利益配当要件：同左

(注1) ただし、農業生産法人の場合、(ニ)(ホ)については当該構成員の数とみなし組員の数で構成員総数の1/3以下で、当該構成員は理事にはなれない

(注2) 構成員、経営者、労働者の関係は



◇想定されているのは3人以上の構成員からなる協業経営だが、もう限界に達している



◇想定されているのは3人以上の構成員からなる協業経営だが、もう破綻をきたしている

【参考】平成5年改正時の農業生産法人の例

【I】 有限会社の場合

出資額 = 100

(1)	10	-	A株式会社	(ニ)(ホ)	1/10 以下	} 1/4 以下 《20%》
(2)	10	-	B株式会社	(ニ)(ホ)	1/10 以下	
(3)	10	}	農協	(ロ)	《50%》	} 農協・県公社の経営支配が強まる 可能性が高い
(4)	10					
(5)	10					
(6)	10					
(7)	10					
(8)	10	}	- 県公社	(ハ)	《20%》	
(9)	10					
(10)	10	-	農地/労働提供者 (自然人)	(イ)	《10%》	← 経営責任者 (その過半は農作業に常時従事する構成員) はここから出る

しかし、農協・県公社の出資額が大きいため
有限会社であるこの農業生産法人の経営支配は、
実質上これら団体に移るといわざるをえなくなる

(ロ)(ハ)(ニ)
(ホ)も経営責任者にはなれる

【II】 2号農事組合法人の場合

構成員 = 10人

(1)	1	-	A株式会社	(ニ)(ホ)	} 構成員の 1/3 以下 《3票》
(2)	1	-	B株式会社	(ニ)(ホ)	
(3)	1	-	農協	(ロ)	} 《2票》 1構成員1票制だからこれら団体に経営支配が移る可能性は小さい
(4)	1	-	県公社	(ハ)	
(5)	1	-	みなし農民		
(6)	1	}	農	民	(イ) 《6票》 ← 経営責任者 (その過半は農作業に常時従事する構成員) はここから出るし、また (ニ)(ホ)は理事にはなれない
(7)	1				
(8)	1				
(9)	1				
(10)	1				

農協・県公社の出資額が大きくとも
1構成員1票制であるこの農業生産法人の経営支配は、実質上(イ)にある
と考えるのが妥当である

(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)は経営責任者にはなれない

■ 平成12年の農業生産法人制度の改正

改正前 (平成5年改正)

- ① 経営形態要件：合名会社、合資会社、
有限会社、2号農事組合法人
- ② 事業要件：農業(併せ行う林業および2号
農事組合法人にあつては併せ行う1号事
業を含む)とそれに附帯する事業、および
その行う農業に関連する事業
- ③ 構成員要件：
 - (イ) 農地の提供者か労働の提供者で自然人
 - (ロ) 農協・農協連合会
 - (ハ) 農業生産法人出資育成事業に係る農地
出資を行った農地保有合理化法人(県公
社)
 - (ニ) 農業生産法人の事業に係る物資の供給
または役務の提供を受ける者(自然人)
 - (ホ) 農業生産法人の事業の円滑化に寄与す
る者(株式会社を含む)
- ④ 経営責任者要件：経営責任者の過半は農作
業に常時従事する構成員

改正後 (平成12年改正)

- ① 経営形態要件：合名会社、合資会社、
有限会社、2号農事組合法人、株式会社(株
式の譲渡制限を行っているもの)
- ② 事業要件：主たる事業が農業(その行う農業に
関連する事業を含む)ならその他事業の実施
も可能
- ③ 構成員要件：
 - (イ) 農地の提供者か労働の提供者で自然人
 - (ロ) 農協・農協連合会
 - (ハ) 農業生産法人出資育成事業に係る農地
出資を行った農地保有合理化法人(県公
社)
 - (ニ) 農業生産法人の事業に係る物資の供給
または役務の提供を受ける者(株式会
社を含む)
 - (ホ) 農業生産法人の事業の円滑化に寄与す
る者(株式会社を含む)
 - (ハ) 地方公共団体
- ④ 経営責任者要件：経営責任者の過半は農業(そ
の行う農業に関連する事業を含む)に常時従
事する構成員で、そのうち過半の者が一定程
度農作業に従事する構成員

(注1) ただし、(ニ)(ホ)については

- (1) 合名・合資・有限・株式会社の農業生産法人の場合
 - 当該構成員全員の議決権は総議決権の1/4以下
 - かつ有限・株式会社の農業生産法人の場合
当該構成員個々の議決権は総議決権の1/10以下
- (2) 2号農事組合法人の農業生産法人の場合(農協法改正による)
 - 当該構成員とみなし組合員の数が構成員総数の1/3以下で、
当該構成員は理事にはなれない(理事はみなし組合員を含む農民の組合員のみ)

【参考】平成12年の農業生産法人制度の改正

① 経営形態要件

合名会社, 合資会社, 有限会社, 2号農事組合法人
株式会社(株式の譲渡制限のあるもの)

② 事業要件

<p>農業(関連事業を含む)</p> <p>— 関連事業 —</p> <p>農産物製造加工, 貯蔵, 運搬, 販売</p> <p>農業生産資材の製造</p> <p>農作業の受託</p> <p>林業, 共同利用施設の設置 等</p>	} 売上高で過半
<p>その他事業</p> <p>例 : 除雪, 民宿, キャンプ場, 造園 等</p>	

注(1) : 従来は、除雪は附帯事業

③ 構成員要件

○農地の提供者か労働の提供者で自然人 ○農協・農協連合会 ○農地保有合理化法人(県公社)	
○地方公共団体	
○法人から物資の供給等を受ける者	一産直契約する個人 一ライセンス契約する種苗会社
○法人の事業の円滑化に寄与する者	一法人と継続的取引関係にある法人 (生協・スーパー・食品加工会社等)

会社法人のとき1/4条件が、
有限・株式会社の場合、併せて
1/10条件が適用される。

2号農事組合法人のとき1/3
条件が適用される。また当該構
成員は理事になれない。

④ 経営責任者要件

法人の農業(関連事業含む)に常時従事する構成員
法人の農作業に一定程度従事する役員

経営責任者の過半

過半の過半

(4) 現行(平成18年以降)の農業法人の要件

■ 現行(平成18年以降)の2号農事組合法人、農業生産法人の要件

○ 現在の2号農事組合法人の要件

- ①事業要件：主たる事業が農業(その行う農業に関連する事業を含む)ならその他事業の実施も可能
- ②構成員要件：
 - (イ) 3人以上の農民
 - (ロ) 農協・農協連合会
 - (ハ) 農業生産法人出資育成事業に係る農地出資を行った農地保有合理化法人(県公社)
 - (ニ) 農業生産法人の事業に係る物資の供給または役務の提供を受ける者(株式会社を含む)
 - (ホ) 農業生産法人の事業の円滑化に寄与する者(株式会社を含む)
 - (ヘ) 地方公共団体
- ③議決権要件：議決権は1人1票
- ④労働力要件：常時従事者に占める組合員(家族を含む)以外の者の数は2/3を超えない
- ⑤役員要件：理事は1人以上で、みなし組合員を含む農民の組合員
- ⑥配当要件：従事分量配当または年7%を上限とする出資配当

○ 現在の農業生産法人の要件

- ①形態要件：合名会社、合資会社、**合同会社**、株式会社(株式の譲渡制限のあるもの)、2号農事組合法人
- ②事業要件：主たる事業が農業(その行う農業に関連する事業を含む)ならその他事業の実施も可能
- ③構成員要件：
 - (イ) 農地の提供者か労働の提供者で自然人¹⁾
 - (ロ) 農協・農協連合会
 - (ハ) 農業生産法人出資育成事業に係る農地出資を行った農地保有合理化法人(県公社)
 - (ニ) 農業生産法人の事業に係る物資の供給または役務の提供を受ける者(株式会社を含む)
 - (ホ) 農業生産法人の事業の円滑化に寄与する者(株式会社を含む)
 - (ヘ) 地方公共団体
- ④経営者要件：経営責任者の過半は農業(その行う農業に関連する事業を含む)に常時従事する構成員で、そのうち過半の者が一定程度農作業に従事する構成員

◇ ただし、農業生産法人の構成員要件の(ニ)(ホ)については

- (1) 合名・合資・**合同**・株式会社の農業生産法人の場合
 - 当該構成員全員の議決権は総議決権の1/4以下³⁾
 - かつ株式会社の農業生産法人の場合、当該構成員個々の議決権は総議決権の1/10以下²⁾
- (2) 2号農事組合法人の農業生産法人の場合(農協法改正により、非農業生産法人の場合も同様)
 - 当該構成員とみなし組合員の数が構成員総数の1/3以下で、当該構成員は理事にはなれない(理事はみなし組合員を含む農民の組合員のみ)

(注1) 今回の農地法改正で、農作業委託者も構成員になれる。

(注2) 今回の農地法改正で、この1/10要件は廃止される。

(注3) 認定農業者である農業生産法人の場合、改正経営基盤強化法(平15)の特例により、(ニ)(ホ)全員の議決権については、総議決権の1/2未満を農業経営改善計画認定の際の認定基準とすることとなって大幅に緩和された(個々の議決権1/10条件は撤廃)。そして、今回の農地法改正で、連携して事業を実施する「農商工連携事業者等」が出資するときは、(ニ)(ホ)全員の議決権は総議決権の1/2未満に緩和される。

■ 現行(平成18年以降)の農業生産法人の要件の図示

① 経営形態要件

合名会社, 合資会社, 合同会社, 株式会社(株式の譲渡制限のあるもの)
2号農事組合法人

② 事業要件

<p>農業(関連事業を含む)</p> <p>— 関連事業 —</p> <p>農産物製造加工, 貯蔵, 運搬, 販売 農業生産資材の製造 農作業の受託 林業, 共同利用施設の設置, 民宿 等</p>	} 売上高で過半
<p>その他事業</p> <p>例 : 除雪, キャンプ場, 造園 等</p>	

(注) 関連事業範囲特区では民宿業や都市との交流施設の設置・運営等も関連事業であった(H17.9.1からは特区外にも適用)。

③ 構成員要件

○農地の提供者か労働の提供者で自然人 ¹⁾ ○農協・農協連合会 ○農地保有合理化法人(県公社)	
○地方公共団体	
○法人から物資の供給等を受ける者	ー産直契約する個人 ー継続的取引関係にある法人 (生協・スーパー・食品加工会社等)
○法人の事業の円滑化に寄与する者	ーライセンス契約する種苗会社

認定農業者の場合、総議決権の1/2未滿のみと緩和される。

↑H15

会社法人のとき1/4条件が、
株式会社のとき併せて1/10
条件が適用される。

2号農事組合法人のとき1/3
条件が適用される。また当該構
成員は理事になれない。

(注1) 今回の農地法改正で、農作業委託者も構成員になれる。

(注2) 今回の農地法改正で、この1/10要件は廃止される。

(注3) 今回の農地法改正で、連携して事業を実施する「農商工連携事業者等」が出資するときは、総議決権は1/2未滿と緩和される。

④ 経営責任者要件

法人の農業(関連事業含む)に常時従事する構成員 法人の農作業に一定程度従事する役員

経営責任者の過半
過半の過半

(注) リース特区では、関係主体が協定を交している、業務執行役員のうち1人以上が耕作・養畜の事業に常時従事している「特定法人」であることを要すとされた(H17.9.1からは特区外にもこの方式を適用)。なお、今回の農地法改正で、特定法人の制度は廃止される。